

委員長（溝手顕正君） たいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国会議員互助年金法を廃止する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員宮路和明君から趣旨説明を聴取いたします。宮路和明君。

衆議院議員（宮路和明君） 自民党の宮路和明でございますが、我が党及び公明党提出の国会議員互助年金法を廃止する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

議員年金の在り方については、国民より厳しい批判が寄せられ、各般の検討が重ねられてきましたが、与党としては、国民世論を真摯に考慮し、これを来年度から直ちに廃止するという結論に至りました。このため、廃止後の措置の詳細について野党側と折衝を続けてまいりましたが、残念ながら最終的合意に至らず、与党の責任として今般法案を提出したものであります。

以下、その主な内容について御説明いたします。本案は、本年四月一日から現行国会議員互助年金法を廃止し、廃止に伴う所要の経過措置を講じようとするものであります。これにより、四月以降は、現職議員が納めている納付金はなくなり、在職期間も加算されません。

廃止に伴う経過措置として、まず第一に、廃止

前の既受給者等については、年金の支給を継続するものの、議員OBのうち、昭和五十六年四月以降の退職者については、四％から最大一〇％減額するとともに、所得に応じた年金の支給停止措置も、全額停止を含め、現行より大幅に強化いたします。

なお、現在支給されている遺族の年金については、これまでどおりいたします。

第二は、現職議員についてであります。

廃止法の施行日前日までに在職十年以上である議員は、既に現行法第九条により年金の受給資格があるため、退職後に年金を受給できることとします。しかし、その年金額は、OBを上回る一五％削減した上で、高額所得による年金の支給停止措置もOB同様に強化するものであります。また、年金の受給に代え、納付金総額の八割に相当する額を退職時に一時金として受給することもできることとしています。

廃止の時点で在職十年未満の議員については、現行制度廃止に伴い、納付金総額の八割を退職時に一時金として受給することとしています。

以上が本案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

委員長（溝手顕正君） これより採決を行います。

す。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（溝手顕正君） 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、元議員故二宮文造君に対する弔詞に関する件を議題といたします。事務総長の報告を求めます。

事務総長（川村良典君） 元議員二宮文造先生には、去る一月二十七日午前十三時三十三分、香川県高松市の病院において逝去されました。謹んで御報告いたします。

本委員会の理事会におきましては、協議の結果お手元にお配りしてございます弔詞をささげることと決定いたしました次第でございます。

委員長（溝手顕正君） 本件につきましては、ただいまの事務総長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（川村良典君） 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、元議員二宮文造君逝去につき哀悼の件でございます。弔詞をささげることにつきまして異議の有無をもってお諮りいたしました後、議長は弔詞を朗読されます。その際、一同御起立をお願いいたします。

次に、予算委員会議了の平成十七年度一般会計補正予算外二案の緊急上程でございます。まず、三案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、予算委員長が報告されます。次いで、小林正夫君、木村仁君各々十分の討論の後三案を一括して採決いたします。

次に、日程第一について、厚生労働委員長が報告された後、採決いたします。

次に、平成十七年度分の地方交付税総額特例法案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、総務

委員長が報告された後、採決いたします。

次に、石綿による健康被害救済法案及び石綿による健康被害防止のための大気汚染防止法等改正案の緊急上程でございます。まず、両案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、環境委員長が報告されます。次いで、石綿による健康被害救済法案について岡崎トミ子君十分の討論の後、両案を採決いたします。採決は一回に分けて行います。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国会議員互助年金法廃止法案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタンス式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約五十十分の見込みでございます。

委員長（溝手顕正君） ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後一時五十五分、本鈴は午後三時でございます。

暫時休憩いたします。

午後二時四十六分休憩

「休憩後開会に至らなかった」